

●香川県告示第43号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成24年1月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第9号
- 2 指 定 年 月 日 平成24年1月16日
- 3 指定道路の位置 丸亀市城南町69・73合併及び70番6
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.00メートル及び4.00メートル～6.00メートル  
延長 39.68メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。